

七尾市公園指定管理者募集要項

七 尾 市

令和8年8月

七尾市公園指定管理者募集要項

当市管理の公園について、民間活力およびその創意工夫を住民サービスの向上と施設運営の効率化に活かすために、指定管理者（管理運営団体）を募集します。

1. 対象の施設

- (1) 七尾市希望の丘公園 七尾市万行町 43 部 188 番地
- (2) 小丸山城址公園 七尾市馬出町子部 1 の 1

2. 指定管理者が行う業務

指定管理者は「七尾市公園管理運営業務仕様書」に基づき、次の業務を行うこととします。

(1) 運営業務

- ①公園の利用者への利便の提供に関する業務
- ②公園の利用の促進に関する業務
- ③公園の使用許可、備品貸し出しに関する業務
- ④公園の使用、備品貸し出しに係る料金の徴収に関する業務

(2) 維持管理業務

- ①公園施設、設備、備品維持管理および修繕に関する業務
- ②樹木管理業務
- ③清掃業務
- ④設備の保安業務

(3) その他の業務

- ①各種報告書等の作成・提出
- ②事業実施に係る計画書、報告書の作成・提出
- ③関係機関との連絡調整業務
- ④施設損害賠償責任保険への加入
- ⑤その他、公園の管理に関し七尾市が必要と認める業務

3. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、公園を管理運営するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、七尾市は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 七尾市都市公園条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 219 号）、その他関係法令等（以下「条例等」という。）の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 利用者が常に安心して公園を利用できるように、緊急時の対応、施設の防犯・防災等安全管理対策を十分に講じること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。
- (5) 各々の公園の特性を十分理解し、魅力向上、利用促進に結び付く多様なイベントを提案し、

実施に努めること。また、これらについては公式ホームページやSNSなどを活用し、普及広報に努めること。

(6) 樹木、草花の管理にあたっては、四季の変化に対応し、利用者が季節の移り変わりを感じられるような空間の創出に努めること。

(7) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。

(8) 個人情報の適正な取扱いを徹底すること。

(9) 指定管理の業務上知り得た内容について第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用したりしないこと。指定期間の終了後も同様とする。

(10) グリーン購入の推進や、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者および業務関係者に対する情報提供または環境教育に努めること。

(11) 七尾市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

4. 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと七尾市が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

5. 役割および責任の分担

(1) 役割分担

指定管理者と七尾市の役割分担は次のとおりです。

項目	指定管理者	七尾市
公園の管理運営 (企画調整、利用指導、案内、警備、利用促進等)	○	
施設・備品の保守点検	○	
施設・備品の維持管理	○	
公園施設の修繕	協議事項	
安全衛生管理	○	
苦情対応	○	
事故対応	○	
公園内の法的管理（占用および行為許可等）	協議事項	
施設損害賠償責任保険の加入（自主事業に係るもの）	○	
災害時対応 連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置	○	
災害復旧		○

(2) 責任分担

指定管理者と七尾市の責任分担は次のとおりです。

項目		指定管理者	七尾市
公園施設の修繕	指定管理者に帰責事由のあるもの	○	
	軽微なもの	○	
	上記以外	協議事項	
利用者等への損害賠償	指定管理者に帰責事由のあるもの	○	
	七尾市に帰責事由のあるもの		○

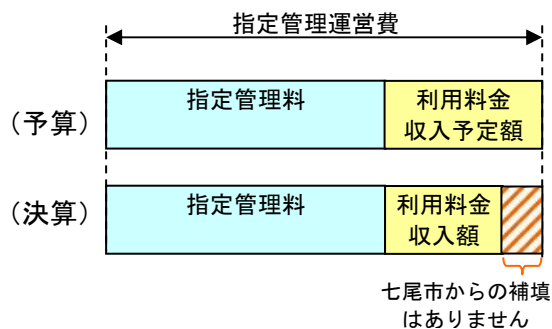
	七尾市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由のあるもの	協議事項
その他外的要因に起因するもの	物価変動、税制変更、法令変更等で管理運営に多大な影響を与えるもの	協議事項

6. 指定管理運営費について

指定管理運営に必要な経費（指定管理運営費）は協定書に基づき七尾市から支払われる指定管理料と指定管理者が徴収する利用料金で賄うものとし、指定管理者より指定管理運営費の提案を求めます。提案に際しては別紙1から別紙3を参考に決定してください。

七尾市から支払われる指定管理料は、提案があった金額を基準に、予算の範囲内で、七尾市と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、決算において管理に係る費用が指定管理運営予算を上回った場合や利用料金の収入実績が見込みを下回った場合など、七尾市からの補填は行いませんので留意願います。



7. 応募について

(1) 主な日程

令和8年9月4日（金）～令和8年10月5日（月）	募集要項の公表・応募受付
令和8年9月11日（金）	募集要項の説明会
令和8年9月14日（月）～令和8年9月17日（木）	質問の受付
令和8年11月5日（木）	選定委員会の開催
令和8年11月中旬予定	選定結果の通知
七尾市議会定例会 12月会議	指定管理者の指定に係る議案の提出
令和9年3月末まで	協定の締結、事務の引継ぎ
令和9年4月1日～	指定管理者による管理の開始

(2) 応募資格

次の資格を満たす法人その他の団体であることとします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②七尾市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥七尾市内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- ⑦令和 8 年 9 月 11 日に開催される説明会に参加していること。ただし、天災などにより参加が困難となる場合は、申込書の提出で代えることができるものとする。

（３）応募方法

募集期間内に応募書類を持参または郵送により提出することとします。

募集期間：令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 10 月 5 日（月）まで
提出先：七尾市建設部都市建築課（庁舎 2 階）
〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地 TEL 0767-53-8469
※最終日の午後 5 時までに必着のこと

（４）応募書類

応募にあたっては、以下の書類を提出していただきます。

- ①指定管理者指定申請書（様式第 1 号から様式第 4 号）
- ②定款・寄付行為・規約またはこれらに相当する書類
- ③登記簿謄本（法人）または団体の構成状況表（非法人）
- ④貸借対照表、損益計算書、収支計算書など経営状況が分かるもの（過去 3 年分）
- ⑤取得資格（ISO、公園管理運営士など）
- ⑥納税証明書

提出部数：9 部（正本 1 部・副本 8 部）

留意事項：ア 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、原則 A4 版とすること。

イ 副本には社名及び代表者印等の印影は載せないこと。

ウ 必要と認めるときは、応募書類の追加を求めることがあります。

エ 提出された応募書類は返却しません。

オ 応募書類提出後の訂正、差替え等は原則認めません。

カ 応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

キ 応募書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は選定結果の公表、その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

ク 応募書類等は七尾市情報公開条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 9 号）の規定

により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

(5) 質問事項の受付・説明会の開催

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。質問書（別紙 4）に必要事項を記入のうえ、受付期間内に下記まで送付してください。

受付期間：令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 17 日（木）まで
受付方法：建設部都市建築課
電子メール toshikenchiku@city.nanao.lg.jp
FAX 0767-52-9288
回答方法：令和 8 年 9 月 25 日（金）までに、市ホームページに掲載します。

また、募集要項に関する説明会を開催しますので、参加を希望する場合は、申請書（別紙 5）に必要事項を記入のうえ、令和 8 年 9 月 9 日（水）までに電子メールまたは FAX で申し込んでください。

説明会日時：令和 8 年 9 月 11 日（金） 13 時 30 分から
開催場所：七尾市希望の丘公園
申し込み先：建設部都市建築課
電子メール toshikenchiku@city.nanao.lg.jp
FAX 0767-52-9288

8. 指定管理者の公募及び選定

指定管理者の公募及び選定は、七尾市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 65 号）に基づき公募を行います。選定は、同条例に基づき設置される「七尾市公の施設指定管理者選定委員会」において応募書類やプレゼンテーションの審査を行い、最も適正かつ効果的に目的を達成できる団体を選定します。選定基準については別紙 6 を参照してください。選定結果については応募者に速やかに通知し、その後、七尾市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

9. 無効または失格について

次の事項に該当する場合は、応募を無効とすることがあります。

また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、指定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 応募書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (3) 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

- (7) 管理の開始までに確実に事業が履行される見込みがないと認められる場合
- (8) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (9) その他不正な行為があった場合

10. 協定の締結

- (1) 指定の議決後、管理業務の細目について七尾市と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消す場合があります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消すことがあります。